

介護保険負担限度額認定 更新申請のご案内

令和7年8月以降も、介護保険施設等における食費・居住費の負担軽減を希望される場合は、**更新申請が必要**です。同封の申請書に必要書類を添えて、**窓口又は郵送**で申請してください。

1. 軽減の対象となるサービス

- ◆ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院に入所する場合
- ◆ 短期入所(ショートステイ)を利用する場合
- ※ 有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等は、軽減の対象外です。

2. 提出書類

- ① 令和7年度 介護保険負担限度額認定申請書 及び 同意書
- ② 本人、配偶者の資産が確認できる書類の写し

預金通帳 (お持ちの口座すべての分が必要です)	・表紙をめくったページ(金融機関名・支店名・口座番号等がわかるページ) ・残高のページ(最新の記帳及び直近2か月分の記帳があるもの) ・定期預金残高のページ(定期預金がある場合)
有価証券、投資信託 (株式・国債・社債など)	名義、持ち株数、資産額がわかる書類
金・銀など	保有数がわかる書類
タンス預金	添付書類なし(自己申告)
負債	金融機関の借入残高や借用証明書の写し

コピーする部分(預貯金の場合)

① 表紙をめくったページ



② 直近2か月分のページ

普通預金 (兼お借入明細)			
年月日	お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
1 30-4-20	***カ-ド	*****	*****
2 30-4-22	電帳	*****	*****
3 30-4-1	ATM	*****	*****
4 30-5-10	ATM	*****	*****
5 30-5-13	ATM	*****	*****
6 30-5-22	電帳	*****	*****
7 30-5-28	水通	*****	*****
8 30-5-10	ATM	*****	*****
9 30-5-11	ガス	*****	*****
1 10 30-6-15	国民年金	*****	*****
1 11 30-6-20	〇〇〇カ	*****	*****
1 12 30-6-29	XXXカ-ド	*****	*****

申請日直前に記帳

③ 定期預金のページ

定期預金			
証書番号	お預り年月日	利率(%)	お預り金額
01	27-10-1	0.00%	*****
	お支払年月日	お支払金額	満期時の取扱い
			元本繰替
01	29-10-1	0.00%	*****
	お預り年月日	お預り金額	払戻開始年月日
			30-10-1
	お支払年月日	お支払金額	満期時の取扱い
02	29-12-1	0.00%	*****
	お預り年月日	お預り金額	払戻開始年月日
			30-12-1
	お支払年月日	お支払金額	満期時の取扱い
			元本繰替
	お預り年月日	利率(%)	お預り金額
			払戻開始年月日
	お支払年月日	お支払金額	満期時の取扱い

3. 申請にあたってのフローチャート及び Q&A

右の QR コードを読み取ってご確認ください。
(所沢市ホームページにアクセスします)

フローチャート



Q&A



4. 認定の要件

下記の要件を**全て**満たした場合のみ、負担限度額が認定されます。

- ☑ 本人が住民税非課税である。
- ☑ 配偶者(別世帯、内縁関係を含む)、本人と同じ世帯の方 全員が住民税非課税である。
- ☑ 本人及び配偶者の持つ預貯金等の資産が、裏面の資産要件に該当する。

資産要件:65歳以上の方 ※年金収入には非課税年金(遺族年金や障害年金)も含まれます。

本人の収入	配偶者なし	配偶者あり(夫婦合計)
生活保護受給者	なし	なし
老齢福祉年金の受給者 (明治生まれで国民年金の受給資格を満たせない方の救済年金)	1,000万円以下	2,000万円以下
年金収入+その他の合計所得金額が80万9千円以下	650万円以下	1,650万円以下
年金収入+その他の合計所得金額が 80万9千円超~120万円以下	550万円以下	1,550万円以下
年金収入+その他の合計所得金額が120万円超	500万円以下	1,500万円以下

資産要件:64歳以下の方(本人の収入に関わらず)

配偶者なし	配偶者あり(夫婦合計)
1,000万円以下	2,000万円以下

5. 結果の発送日

申請日	結果通知発送日
令和7年6月10日(火)~令和7年6月30日(月)	令和7年7月18日(金)
令和7年7月1日(火)~令和7年7月15日(火)	令和7年8月1日(金)
令和7年7月16日(水)~令和7年7月31日(木)	令和7年8月15日(金)
令和7年8月1日(金)~令和7年8月29日(金)	申請日から概ね10日後

6. 注意事項

- ◇ 下記の方は、期間中に申請いただいた場合でも発送まで時間を要します。
 - ・令和7年1月1日時点で本人または配偶者の住民票が所沢市にない方
(所沢市に所得情報がなく、他市町村へ照会が必要となるため。)
 - ・要介護、要支援認定が決定していない方
 - ・所得税や住民税の期限後申告又は修正申告などを行い、所得情報等が確定していない方
 - ・提出書類に不備がある方
- ◇ 令和7年8月末までに申請しなかった場合、8月以降、継続して食費・居住費の負担軽減は受けられませんのでご注意ください。申請が9月以降の場合、申請の月から負担軽減の対象になります。
- ◇ 有効期間中に、預貯金等の額の変動があり、「4.認定の要件」を満たさなくなる場合は、必ずご連絡ください。
- ◇ 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を支払っていただくことがあります。

住民税の申告はお済みですか？

障害者控除・特別障害者控除・ひとり親(寡婦)控除などの申告をすることによって、住民税が非課税になる場合があります。

※障害者控除は身体障害者手帳などをお持ちの方や要介護認定を受けている方で市役所高齢者支援課に申請をして障害者控除対象者認定書の発行を受けた方も対象となります。

お手続きは以下の担当課でご確認ください。

- ◆障害者控除対象者認定書の発行手続き……………高齢者支援課(04-2998-9120)
- ◆住民税の申告手続き……………市民税課(04-2998-9064)

【問合せ先】 所沢市 介護保険課 給付担当 TEL:04-2998-9420